

平成25年10月17日

台風26号による被災者の皆さまに対する
「災害復旧支援ローン」の取り扱いについて

平成25年10月16日に到来した台風26号により被害を受けられた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成25年10月18日（金）より、被害を受けられた被災者の皆さまの災害復旧にお役立ていただくために、下記のとおり、台風26号により被災した建物を所有されている方を災害復旧支援ローンの対象者に追加いたしますのでお知らせします。

記

・災害復旧支援ローンの主な内容（追加）

商品名	災害復旧支援ローン（有担保）	災害復旧支援ローン（無担保）
対象者（追加）	10月16日の台風26号により被災した建物の所有者の方 〔原則として、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕	
資金用途	災害復旧にかかわる本人居住用の土地・住宅の購入、住宅の新築・改修資金	住宅の災害復旧にかかわる改修・リフォーム資金
お借入金額	10万円以上1億円以内	10万円以上300万円以内
お借入期間	1年以上35年以内 (お借入期間中1年間の元金据置可)	6か月以上5年以内 (お借入期間中1年間の元金据置可)
金利	住宅ローン（保証料後払い方式）店頭表示金利より ▲1.6%（変動・3年・5年・10年固定） ▲1.4%（2年固定）	変動金利 2.35% (平成25年10月17日現在) ※金利については店頭にお問い合わせください。
保証人	ちば興銀カードサービス株式会社	
取扱手数料	無料	
担保	ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。	不要
お申込受付期間	平成25年10月18日（金）～平成26年3月31日（月）	
その他	被災されたお客さまのローンに関するご返済額の変更等につきましては ご返済いただいている支店までご相談ください。	

※お申込に際しては、当行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない

場合もございますのでご了承ください。

以上